

（海面下に没した土地等の評価）

- 3 特定非常災害により土地等が海面下に没した場合（その状態が一時的なものである場合を除く。）には、その土地等の価額は評価しない。

《説明》

特定非常災害により津波被害を受けた土地等についても、本通達2（（特定地域内にある土地等の評価））に定めるところにより評価することとなるが、津波被害を受けた土地等のうちには、特定非常災害による地盤沈下等により海面下に没している状態にあるもの（海面下に没した状態が一時的なものである場合を除く。）も考えられる。

このような土地等については、所有権が直ちに失われるわけではないと考えられるが、当面、その利用は不可能であり、将来的にも回復しない場合には所有権を喪失する可能性も否定できないことなどから、評価しないこととした。

本項ではこのことを明らかにしている。